

収入  
印紙

(協議事項)

1. 支払条件

2. その他

(1) 第2条第3項の建設発生土受入場所入り口までの道路についての、除雪・排雪等の作業については甲の責任において行うこととする。

平成 年 月 日

甲

印

乙

札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号  
株式会社 協和環境サービス  
代表取締役 重信 秀俊

印

排出事業者： (以下「甲」という。)と、  
受入業者：株式会社 協和環境サービス 江別事業所 (以下「乙」という。)は、  
甲の事業場： から排出される建設発生土の  
受入に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、建設発生土の排出・運搬・受入業務の遂行にあたって関連する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は搬入された建設発生土の受入業務とする。

2. (委託する建設発生土の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する建設発生土の種類、数量及び受入単価は、次のとおりとする。

種類： 第1種建設発生土 第2種建設発生土 第3種建設発生土 第4種建設発生土

数量： \_\_\_\_\_

単価： 550円/m<sup>3</sup> 550円/m<sup>3</sup> 550円/m<sup>3</sup> 550円/m<sup>3</sup>

3. (処分の場所)

乙は、甲から委託された前項の建設発生土を次のとおり埋立処分する。

事業場の名称：株式会社 協和環境サービス 江別事業所

所在地：江別市江別太420番地

建設発生土受入場所：江別市江別太465番地1

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、上記建設発生土の種類を確認するために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。

① コーン指数

② 土質材料の工学的分類

2. 甲は、委託契約期間中、委託する建設発生土の性状等に変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

#### 第4条 (甲乙の責任範囲)

1. 乙は、甲から委託された建設発生土を、受入れた後、埋立完了まで適正に処理しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した建設発生土の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した建設発生土の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

#### 第5条 (業務の一時停止)

1. 乙は、甲から委託された建設発生土の適正な受入が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容を書面により通知する。甲はその間は、新たな建設発生土の搬入は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

#### 第6条 (報酬・消費税・支払い)

1. 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて受入業務の報酬を支払う。
2. 甲の委託する建設発生土の受入業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
3. 甲の委託する建設発生土の受入業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第5条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

#### 第7条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第5条の場合も同様とする。

#### 第8条 (機密保持)

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

#### 第9条 (反社会的勢力の排除)

1. この契約において「反社会的勢力」とは、次の各号の一に該当するものをいう。
  - (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体
  - (2) 前号記載の暴力団およびその関係団体の構成員
  - (3) 「総会屋」「社会運動標榜ゴロ」「政治活動標榜ゴロ」「特殊知能暴力集団」などの団体又は個人
  - (4) 前各号の一の他、暴力、威力、脅迫的言辞及び詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
  - (5) 前各号の一の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
2. 甲及び乙は、相手方に対し、次の各号について表明する。
  - (1) 自らが反社会的勢力でないこと
  - (2) 自らが反社会的勢力でなかったこと
  - (3) 反社会的勢力を利用しないこと
  - (4) 取締役、執行役及び実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと、並びにそれらの者が反社会的勢力と交際がないこと
  - (5) 自らの財産及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力と交際がないこと
3. 甲及び乙は、相手方が第1項各号のいずれか一に該当した場合、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

#### 第10条 (契約の解除)

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

#### 第11条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

#### 第12条 (契約期間)

この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書1通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、本書は甲、控は乙が保有する。